



発行 新潟県

第16号

令和元年6月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 規 則

- 2 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(環境対策課)
- 3 新潟県財務規則の一部を改正する規則(出納局管理課)

## 訓 令

- 1 新潟県職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正(人事課)

## 告 示

- 189 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健課)
- 190 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健課)
- 191 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 192 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録(食品・流通課)
- 193 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 194 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 195 県営土地改良事業計画の決定(農地計画課)
- 196 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 197 道路の区域変更(道路管理課)
- 198 道路の供用開始(道路管理課)
- 199 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 200 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 201 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託(文化行政課)

## 公 告

- 一般競争入札の実施(情報政策課)
- 家畜人工授精に関する講習会の開催(畜産課)
- 家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施(畜産課)
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表(水産課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

## 病院局管理規程

- 1 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 県立十日町看護専門学校(仮称)の看護学生(3年課程)の募集(病院局業務課)

## 選挙管理委員会告示

- 8 参議院新潟県選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日(選挙管理委員会)
- 9 参議院新潟県選出議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定(選挙管理委員会)
- 10 参議院新潟県選出議員選挙において手話通訳を付して政見放送を録画する放送事業者の指定(選挙管理委員会)

## 教育委員会訓令

- 1 新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正（教育庁総務課）
- 2 令和元年の夏季における新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の特例を定める規程（教育庁総務課）

**公安委員会告示**

- 23 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）
- 24 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）

規 則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第2号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

**第1条** 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和47年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p style="text-align: center;">(排水水の汚染状態及び量の測定等)</p> <p><b>第19条の2</b> 条例第44条第1項の規定による排水水の汚染状態の測定及びその結果の記録並びに量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 量の把握は、第1号の測定を行う際に、特定工場等の排水口において、<u>日本産業規格K0094</u>の8に定める測定法により行うこと。ただし、排水口の位置その他の事由により、この方法によることが困難であると認められる場合には、使用する水の量から推計する等の方法により把握することができること。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>別表第2</b> (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">ばい煙に係る規制基準</p> <p>(1) ばいじんの規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とし、<u>日本産業規格Z8808</u>に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を<u>超えない</u>時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> </tr> </table> <p>(2) 有害物質の規制基準</p>	(略)	備考	1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とし、 <u>日本産業規格Z8808</u> に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を <u>超えない</u> 時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。	2 (略)	<p style="text-align: center;">(排水水の汚染状態及び量の測定等)</p> <p><b>第19条の2</b> 条例第44条第1項の規定による排水水の汚染状態の測定及びその結果の記録並びに量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 量の把握は、第1号の測定を行う際に、特定工場等の排水口において、<u>日本工業規格K0094</u>の8に定める測定法により行うこと。ただし、排水口の位置その他の事由により、この方法によることが困難であると認められる場合には、使用する水の量から推計する等の方法により把握することができること。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>別表第2</b> (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">ばい煙に係る規制基準</p> <p>(1) ばいじんの規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とし、<u>日本工業規格Z8808</u>に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を<u>こえない</u>時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> </tr> </table> <p>(2) 有害物質の規制基準</p>	(略)	備考	1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とし、 <u>日本工業規格Z8808</u> に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を <u>こえない</u> 時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。	2 (略)
(略)									
備考									
1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とし、 <u>日本産業規格Z8808</u> に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を <u>超えない</u> 時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。									
2 (略)									
(略)									
備考									
1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とし、 <u>日本工業規格Z8808</u> に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を <u>こえない</u> 時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。									
2 (略)									

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 この表に掲げる有害物質の量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量とし、<u>日本産業規格K0105</u>に定める方法のうち吸光光度法又は<sup>ふつ</sup>弗素イオン電極法により<sup>ふつ</sup>弗素として測定される量として表示されたものとする。</td></tr> <tr><td>2・3 (略)</td></tr> </table> <p><b>別表第4 (第13条関係)</b> 粉じんに係る特定施設の構造等に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考 この表に掲げるカドミウムの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるカドミウムの量とし、<u>日本産業規格Z8808</u>に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウムとして測定される量として表示されたものとする。</td></tr> </table> <p><b>別表第9 (第23条関係)</b> 騒音に係る規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1～4 (略)</td></tr> <tr><td>5 騒音の測定の方法は、当分の間、<u>日本産業規格Z8731</u>に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</td></tr> <tr><td>6・7 (略)</td></tr> </table>	(略)	備考	1 この表に掲げる有害物質の量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量とし、 <u>日本産業規格K0105</u> に定める方法のうち吸光光度法又は <sup>ふつ</sup> 弗素イオン電極法により <sup>ふつ</sup> 弗素として測定される量として表示されたものとする。	2・3 (略)	(略)	備考 この表に掲げるカドミウムの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるカドミウムの量とし、 <u>日本産業規格Z8808</u> に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウムとして測定される量として表示されたものとする。	(略)	備考	1～4 (略)	5 騒音の測定の方法は、当分の間、 <u>日本産業規格Z8731</u> に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)	6・7 (略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 この表に掲げる有害物質の量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量とし、<u>日本工業規格K0105</u>に定める方法のうち吸光光度法又は<sup>ふつ</sup>弗素イオン電極法により<sup>ふつ</sup>弗素として測定される量として表示されたものとする。</td></tr> <tr><td>2・3 (略)</td></tr> </table> <p><b>別表第4 (第13条関係)</b> 粉じんに係る特定施設の構造等に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考 この表に掲げるカドミウムの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるカドミウムの量とし、<u>日本工業規格Z8808</u>に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウムとして測定される量として表示されたものとする。</td></tr> </table> <p><b>別表第9 (第23条関係)</b> 騒音に係る規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1～4 (略)</td></tr> <tr><td>5 騒音の測定の方法は、当分の間、<u>日本工業規格Z8731</u>に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</td></tr> <tr><td>6・7 (略)</td></tr> </table>	(略)	備考	1 この表に掲げる有害物質の量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量とし、 <u>日本工業規格K0105</u> に定める方法のうち吸光光度法又は <sup>ふつ</sup> 弗素イオン電極法により <sup>ふつ</sup> 弗素として測定される量として表示されたものとする。	2・3 (略)	(略)	備考 この表に掲げるカドミウムの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるカドミウムの量とし、 <u>日本工業規格Z8808</u> に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウムとして測定される量として表示されたものとする。	(略)	備考	1～4 (略)	5 騒音の測定の方法は、当分の間、 <u>日本工業規格Z8731</u> に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)	6・7 (略)
(略)																							
備考																							
1 この表に掲げる有害物質の量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量とし、 <u>日本産業規格K0105</u> に定める方法のうち吸光光度法又は <sup>ふつ</sup> 弗素イオン電極法により <sup>ふつ</sup> 弗素として測定される量として表示されたものとする。																							
2・3 (略)																							
(略)																							
備考 この表に掲げるカドミウムの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるカドミウムの量とし、 <u>日本産業規格Z8808</u> に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウムとして測定される量として表示されたものとする。																							
(略)																							
備考																							
1～4 (略)																							
5 騒音の測定の方法は、当分の間、 <u>日本産業規格Z8731</u> に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)																							
6・7 (略)																							
(略)																							
備考																							
1 この表に掲げる有害物質の量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量とし、 <u>日本工業規格K0105</u> に定める方法のうち吸光光度法又は <sup>ふつ</sup> 弗素イオン電極法により <sup>ふつ</sup> 弗素として測定される量として表示されたものとする。																							
2・3 (略)																							
(略)																							
備考 この表に掲げるカドミウムの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるカドミウムの量とし、 <u>日本工業規格Z8808</u> に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウムとして測定される量として表示されたものとする。																							
(略)																							
備考																							
1～4 (略)																							
5 騒音の測定の方法は、当分の間、 <u>日本工業規格Z8731</u> に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)																							
6・7 (略)																							

(新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

**第2条** 新潟県福祉のまちづくり条例施行規則(平成8年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表第2 (第3条の2関係)

- 1 (略)
- 2 都市公園移動等円滑化基準

整備項目	整備基準
(略)	
8 掲示板及び標識	(1)・(2) (略) (3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)とすること。
(略)	

別表第3 (第4条関係)

- 1 建築物(コンビニエンスストアを除く。)に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
9 標識	整備基準に適合する便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターの付近には、次に定めるところにより、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターがあることを表示する標識を設けること。 (1) (略) (2) 表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)とすること。
(略)	

- 1の2・2 (略)

- 3 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
8 掲示板及び標識	(1)・(2) (略) (3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)とすること。
(略)	

- 4 (略)

- 5 旅客施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
9 標識	(1) (略) (2) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの(当

別表第2 (第3条の2関係)

- 1 (略)
- 2 都市公園移動等円滑化基準

整備項目	整備基準
(略)	
8 掲示板及び標識	(1)・(2) (略) (3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)とすること。
(略)	

別表第3 (第4条関係)

- 1 建築物(コンビニエンスストアを除く。)に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
9 標識	整備基準に適合する便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターの付近には、次に定めるところにより、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターがあることを表示する標識を設けること。 (1) (略) (2) 表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)とすること。
(略)	

- 1の2・2 (略)

- 3 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
8 掲示板及び標識	(1)・(2) (略) (3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)とすること。
(略)	

- 4 (略)

- 5 旅客施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
9 標識	(1) (略) (2) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの(当

該内容が日本産業規格 Z8210に定められているときは、これに適合するもの) とすること。 (略)	該内容が日本工業規格 Z8210に定められているときは、これに適合するもの) とすること。 (略)
--	--

(新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則の一部改正)

**第3条** 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則(平成17年新潟県規則第144号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前											
<b>別表(第4条関係)</b>		<b>別表(第4条関係)</b>											
<table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">アスベスト排出等作業の種類</th> <th style="width: 50%;">作業基準</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                             1 条例第2条第2号アに規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)                         </td> <td style="vertical-align: top;">                             次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。                              (1) (略)                              (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格 Z8122 に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。                              (3)・(4) (略)                         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	アスベスト排出等作業の種類	作業基準	1 条例第2条第2号アに規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) (略) (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格 Z8122 に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 (3)・(4) (略)	(略)		<table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">アスベスト排出等作業の種類</th> <th style="width: 50%;">作業基準</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                             1 条例第2条第2号アに規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)                         </td> <td style="vertical-align: top;">                             次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。                              (1) (略)                              (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。                              (3)・(4) (略)                         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	アスベスト排出等作業の種類	作業基準	1 条例第2条第2号アに規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) (略) (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 (3)・(4) (略)	(略)	
アスベスト排出等作業の種類	作業基準												
1 条例第2条第2号アに規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) (略) (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格 Z8122 に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 (3)・(4) (略)												
(略)													
アスベスト排出等作業の種類	作業基準												
1 条例第2条第2号アに規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) (略) (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 (3)・(4) (略)												
(略)													

**附 則**

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第3号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記（第78条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">建設工事請負基準約款 （下請負人の社会保険等加入義務等）</p> <p><b>第8条の2</b> 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請負人</u>としてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、<u>次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>受注者と直接下請契約を締結する下請負人</u> <u>次のいずれにも該当する場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事が施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる下請負人以外の下請負人</u> <u>次のいずれかに該当する場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事が施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</u></p>	<p>別記（第78条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">建設工事請負基準約款 （<u>受注者の契約の相手方となる下請負人の社会保険等加入義務等</u>）</p> <p><b>第8条の2</b> 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方</u>としてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、<u>当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事が施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をしたことを確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。</u></p>

<p><u>イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合</u></p>	
---	--

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第1号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程(昭和55年4月新潟県訓令第11号)の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から実施する。

令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第2条の2</b> (略)</p> <p>(職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例)</p> <p><b>第2条の3</b> <u>職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>2 <u>次の各号のいずれにも該当し、かつ、所属長が指定した職員については、前項中「事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻」とあるのは、「終業の時刻」とする。</u></p> <p>(1) <u>1月当たりの時間外勤務が60時間以上見込まれること。</u></p> <p>(2) <u>おおむね1週間以上にわたり、かつ、長時間の時間外勤務が見込まれること。</u></p>	<p><b>第2条の2</b> (略)</p>

告 示

◎新潟県告示第189号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。



令和元年6月28日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 わきや医院	長岡市関原南2丁目4122番地2	令和元年5月1日
佐藤歯科医院	長岡市長町1丁目1688-2	平成30年9月1日
美沢薬局	長岡市美沢2丁目56-7	令和元年6月1日
共栄堂薬局おもて町店	長岡市表町4丁目2番1号	平成31年4月1日
ウエルシア薬局長岡西津町店	長岡市西津町3869番地1	令和元年5月1日
つちや耳鼻咽喉科	上越市下源入585番1	平成31年4月1日
さとう栄整形外科クリニック	三条市西本成寺1丁目35番10号	令和元年5月1日
こころのケア三条クリニック	三条市鶴田2丁目1-10	令和元年6月1日
内科・呼吸器内科 山口医院	三条市東本成寺12番1号	令和元年6月1日
医療法人社団 駅南歯科小林	三条市西大崎1-5-55	令和元年5月1日
ファーマライズ薬局 三条店	三条市大野畑6-18-5	平成31年3月1日
ツルマキ調剤薬局	三条市荻堀1181-1	令和元年6月1日
富田耳鼻科クリニック	新発田市舟入町3丁目11番18号7	令和元年5月1日
貴船歯科クリニック	新発田市大手町5-2-12	令和元年6月5日
いずみ薬局 新発田店	新発田市舟入町3丁目11番20号	令和元年5月1日
医療法人社団 白美会さくらクリニック	加茂市寿町9番10号	令和元年6月1日
根知診療所	糸魚川市大字和泉356番地	平成31年4月1日
MED AGREE CLINIC い といがわ	糸魚川市本町12番31号	令和元年5月1日
ハヤカワ調剤薬局	糸魚川市大字西谷内74番8	令和元年5月3日
上町薬局	妙高市上町2番10号	令和元年5月7日
中央調剤薬局 栗原店	妙高市栗原2丁目3番3号	平成31年4月1日
みなみ調剤薬局 五泉店	五泉市本町1丁目10番3-4号	令和元年6月1日

有限会社 佐渡薬品	佐渡市下新穂94-2	平成31年4月2日
ウエルシア薬局佐渡羽茂店	佐渡市羽茂本郷405番地1	令和元年6月1日
萌気園浦佐診療所	南魚沼市浦佐5363番地1	令和元年6月1日
六日町子どもクリニック	南魚沼市余川3362番地1	令和元年6月1日
せきかわ調剤薬局	関川村大字下関896	平成30年7月1日

## ◎新潟県告示第190号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年6月28日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
メッツ川崎薬局	長岡市川崎2丁目2478番地1	平成31年3月31日
メッツ長岡薬局	長岡市城内町1丁目611-1 長岡駅北部2F	平成31年3月31日
メッツ太陽薬局	長岡市旭岡1丁目28番地	平成31年3月31日
根知診療所	糸魚川市大字根小屋1322番地1	平成31年3月31日
医療法人社団 たかぎクリニック	妙高市諏訪町1丁目5番14号	令和元年5月8日
アイン薬局 諏訪町店	妙高市諏訪町1丁目5番14号	令和元年5月24日

## ◎新潟県告示第191号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年6月28日

新潟県知事 花角 英世

## 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	31者	下山田板垣1595番2ほか276筆 45.1ha
関川村	2者	土沢745番10ほか21筆 2.2ha
新発田市	38者	下興野3495番ほか896筆 84.4ha
阿賀野市	12者	駒林諏訪原4486番1ほか98筆 11.7ha
胎内市	6者	竹島一ノ割1832番ほか34筆 3.8ha
聖籠町	7者	諏訪山江添476番ほか37筆 3.2ha
新潟市	84者	北区新鼻福島潟乙201番3ほか846筆 72.0ha
三条市	1者	鹿峠高瀬12番1ほか1筆 0.4ha
長岡市	208者	三之宮町巻島542番1ほか2009筆 218.2ha

出雲崎町	2者	大寺池小路21番ほか55筆 3.7ha
魚沼市	1者	板木1683番ほか1筆 1.1ha
南魚沼市	2者	四十日比田2542番ほか28筆 2.5ha
十日町市	3者	田沢本村坂ノ上甲1402番1ほか36筆 3.2ha
津南町	2者	下船渡丁718番1ほか20筆 3.0ha
柏崎市	1者	西山町尾野内中面698番ほか3筆 0.6ha
刈羽村	6者	大塚向田2298番ほか37筆 5.3ha
上越市	15者	野尻回り木806番ほか228筆 27.4ha
妙高市	2者	吉木明府田177番ほか6筆 1.5ha
糸魚川市	1者	大和川大原6314番ほか8筆 0.4ha
佐渡市	24者	八幡942番ほか84筆 12.2ha
合計	448者	4,744筆 501.9ha

2 認可年月日  
令和元年6月27日

◎新潟県告示第192号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関を登録した。  
令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15036	登録年月日	令和元年6月28日					
登録検査機関の名称	有限会社エコ・ライス新潟							
代表者氏名	代表取締役 豊永 有							
主たる事務所の所在地	新潟県長岡市脇川新田町字前島970番地100							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	豊永 有	新潟県見附市昭和町2-16-30 新潟県三条市帯織529	玄 米	K1519086				
	三師 亮		玄 米	K1517179				
備 考	略称『ERN』 令和元年6月28日 新規登録。							

◎新潟県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐渡市の両津南部土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月28日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就 任

理事 佐渡市梅津702 大倉 哲夫  
(理事長)  
" " 梅津359 渡辺 秀一  
" " 椿51 市橋 丈夫  
" " 加茂歌代1038 榎 裕一  
" " 加茂歌代1008 長嶋 和夫  
監事 " 加茂歌代3180 大倉 弘  
" " 加茂歌代1955 齋藤 春雄

就任年月日 令和元年6月16日

2 退 任

理事 佐渡市加茂歌代353-2 川端 克巳  
(理事長)  
" " 梅津813 伊藤 宣徳  
" " 椿237 金子 太一  
" " 羽吉526 高井 伸一  
" " 加茂歌代1287 榎 治  
監事 " 加茂歌代2640 杉山 富雄  
" " 加茂歌代3257 佐藤 辰夫  
退任年月日 令和元年6月15日

---

**◎新潟県告示第194号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、小千谷市の小千谷西南土地改良区の定款の変更を令和元年6月21日認可した。

令和元年6月28日

新潟県長岡地域振興局長

---

**◎新潟県告示第195号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営稲葉地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
令和元年7月1日から令和元年7月29日まで

3 縦覧に供する場所  
十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

**◎新潟県告示第196号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 処分をした年月日 平成31年4月18日

- 
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
長岡技建株式会社  
高橋 浩
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市下々条4-1511
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第44972号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成31年4月15日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
長谷川建築  
長谷川 義男
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市板倉区中之宮6-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43286号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成31年4月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
松本建築  
松本 富雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市小岩内1524
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43243号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成31年4月23日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
三友工務店  
小島 正利
  - 3 主たる営業所の所在地  
妙高市大字二俣641-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第41630号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 
- 1 処分をした年月日 平成31年4月23日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社池嶋工務店  
池嶋 芳廣
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市大字久米1894-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第40454号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成31年4月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社龍誠建設  
小松 則夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市羽茂本郷634-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第43939号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和元年5月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
藤蔵  
永井 文雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
燕市中島989
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第15672号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成31年4月23日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
新潟建物解体株式会社  
藤井 浩幸
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区東入船町3775-22
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45564号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋
-

工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和元年5月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

高野物産株式会社

高野 政俊

3 主たる営業所の所在地

三条市石上3-5-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45497号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年5月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成31年4月23日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

Thank Life

樋口 陽介

3 主たる営業所の所在地

十日町市新座甲409-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第44236号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和元年5月7日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社関野組

関野 一美

3 主たる営業所の所在地

長岡市宮本東方町2795-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第41358号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年5月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成31年4月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

---

根津総業

根津 博

- 3 主たる営業所の所在地  
十日町市山本町1-88-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第18331号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成31年4月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社エクセルプラン  
市川 雅企
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区物見山2-35-20
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44073号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成31年4月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社星山商店  
佐藤 学
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区大形本町5-17-19
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第14629号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成31年4月22日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
プロテクト株式会社  
小林 康夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区青山新町11-14
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第23377号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-



- 1 処分をした年月日 平成31年4月23日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社小角組  
小林 寛
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区笠木48-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第2238号
  - 5 処分の内容 管工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成31年4月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
涌井建築  
涌井 正幸
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区谷内1817
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第3513号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和元年5月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社平成建設  
近藤 千津子
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区小金台30-15
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第22682号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和元年5月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
小林技建工業株式会社  
小林 豊
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市上除町甲1672-5
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44844号
  - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和元年5月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 
- 1 処分をした年月日 令和元年5月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社大慶住建  
松田 慶
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市北区下大谷内居前897-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第39097号
  - 5 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、建具工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和元年5月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和元年5月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社キセキ信越  
伊藤 勝
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市南区北田中字堀留780-12
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第22534号
  - 5 処分の内容 建築工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和元年5月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和元年5月29日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
浅見建築  
浅見 孝男
  - 3 主たる営業所の所在地  
北蒲原郡聖籠町大夫48-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第13440号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成31年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和元年5月29日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社マルト渡部工務店  
渡部 幸之助
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区近江3-27-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-27)第4914号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、解体工事業に係る特定建設業の許可の一部取消
-

し

6 処分の原因となった事実

平成31年4月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年5月23日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

高橋電業所

高橋 敏明

3 主たる営業所の所在地

胎内市大字黒川1069-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第39124号

5 処分の内容 電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消

し

6 処分の原因となった事実

令和元年5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年5月21日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社日管工業

種村 利也

3 主たる営業所の所在地

柏崎市大字下田尻1320-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第19387号

5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年5月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年5月20日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社渡治工務所

川上 一夫

3 主たる営業所の所在地

佐渡市大字吉井本郷916

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第11995号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年5月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山斑尾新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字土路字川下61番1から	新	17.0～49.8メートル	37.8メートル
同市大字土路字川下62番1まで	旧	17.0～49.8メートル	37.8メートル

◎新潟県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年6月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 飯山斑尾新井線
- 2 供用開始の区間  
妙高市大字土路字川下61番1から同市大字土路字川下62番1まで
- 3 供用開始の期日 平成元年6月28日

◎新潟県告示第199号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年6月28日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和元年6月18日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
妙高市国賀二丁目250番6、250番9	5.00	42.22

◎新潟県告示第200号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年6月28日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和元年6月18日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
小千谷市大字小栗田字岡田950番3の内、950番45の内、950番53の内、950番52の内、950番12の内	6.00	88.81
950番3の内	転回広場	30.03平方メートル
950番12の内	終端転回広場	30.63平方メートル

## ◎新潟県告示第201号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 委託した事務

「MOE 40th Anniversary 人気絵本のひみつ展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務

## 2 委託期間

令和元年6月24日から令和元年8月10日まで

## 3 前売観覧券販売期間

令和元年6月24日から令和元年7月12日まで

## 4 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
全国のセブンイレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマートの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 代表者 新潟支店長 山田 周

## 公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その38）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その38）の借上げ

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和元年10月31日（木）

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和元年6月28日（金）から令和元年7月12日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

(3) 問合せ等 入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和元年8月7日（水） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければ

ばならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和元年6月28日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 令和元年7月26日(金) 午前9時から午後5時15分まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
- ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 通知日時 令和元年8月2日(金) 午前10時から午後4時まで
- イ 通知場所 (1)イに定める場所

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

##### (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

##### (3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その38)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

##### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その38）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 10 その他

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

## (2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

## 11 Summary

## (1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System System Servers and Software applications

## (2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. August 7, 2019

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

## (3) For more information, contact:

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

---

**家畜人工授精に関する講習会の開催について（公告）**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

---

令和元年6月28日

新潟県知事 花角 英世

1 期間

令和元年8月19日(月)から9月11日(水)まで

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

3 対象となる家畜の種類

牛

4 受講手続

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程(昭和28年新潟県告示第1155号)第6条の規定による受講願に履歴書を添え、7月29日(月)まで(必着)に所轄の家畜保健衛生所へ提出すること。

5 受講人数

10人程度(受講希望者が予定人員を超過した場合は選考により受講者を決定する)

6 受講資格

家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条第2項各号の規定に該当しない者。

7 受講経費

テキスト等教材費20,000円程度

8 問合せ先

新潟県農林水産部畜産課	025-280-5308
新潟県中央家畜保健衛生所	0256-88-3141
新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所	0259-63-2676
新潟県下越家畜保健衛生所	0254-22-3067
新潟県中越家畜保健衛生所	025-794-2121
新潟県上越家畜保健衛生所	025-526-9441

---

**家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施について(公告)**

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定による平成30年度家畜人工授精講習会修了者への修業試験を次のとおり実施する。

令和元年6月28日

新潟県知事 花角 英世

1 期間

令和元年9月12日(木)及び13日(金)

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

---

**海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について(公告)**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

令和元年6月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県水産業の平成29年の海面漁業生産量は3.0万トン、生産額は131億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,798経営体(平成25年)となっている。

本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚介類の好生息場となっている。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源につい



ても、おおむね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。

- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。
- (4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- (9) なお、本県におけるくろまぐろ資源の保存及び管理に関する計画は別に定めるものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成30年4月から平成31年3月	—
まあじ	平成30年1月から平成30年12月	若干
まいわし	平成30年1月から平成30年12月	若干
まさば及びごまさば	平成30年7月から令和元年6月	若干
するめいか	平成30年4月から平成31年3月	若干
ずわいがに	平成30年7月から令和元年6月	424トン

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成31年又は令和元年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成31年4月から令和2年3月	—
まあじ	平成31年1月から令和元年12月	若干
まいわし	平成31年1月から令和元年12月	若干
まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月	若干
するめいか	平成31年4月から令和2年3月	若干
ずわいがに	令和元年7月から令和2年6月	417トン

※ すけとうだらについては、知事管理量を定めないものとする。

(注) まさば及びごまさば、ずわいがにの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。さらに、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、漁期外でのかごの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どお

りとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業（固定式）及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について検討する。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	令和元年9月1日から令和元年10月31日まで	1,843

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (板びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯	令和元年9月1日から令和元年10月31日まで	1,843

		台中心点とを結ぶ線上新川河口中心 点から10海里の点 エ 新川河口中心点	
--	--	--	--

## 6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

## 【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

## 7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、大気モニタの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

大気モニタ 13式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年3月19日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和元年8月8日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和元年8月9日(金) 午後2時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和元年7月10日(水)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和元年7月29日(月)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) 消費税等の税率改正に伴う変更契約

契約期間の途中において消費税等の税率改正があった場合は、変更契約を行うものとする。

(12) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Atmospheric monitor [13] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00 P.M. July 29, 2019

(3) Date of bid opening:

2 : 30 P.M. August 9, 2019

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

## 病院局管理規程

### 新潟県病院局管理規程第1号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 (略)</p> <p><u>(準備事務所の設置)</u></p> <p><u>第5条の2</u> 局本庁の事務を処理するため、次のとおり準備事務所を置く。</p> <p>名称 位置</p> <p><u>業務課県立十日町看護</u> <u>十日町市</u></p> <p><u>専門学校設立準備事務</u></p> <p>所</p>	<p>第5条 (略)</p>

#### 附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、更衣ロッカー一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月28日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

更衣ロッカー 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年8月9日（金）

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「家具類」「文具事務機器類」「印刷・印章類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課経営係

電話番号 0256-52-0701 内線209

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和元年7月5日(金)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月12日(金)午前11時30分

新潟県立加茂病院 講堂

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、病棟家具等一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月28日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

病棟家具等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年8月27日（火）

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「家具類」「文具事務機器類」「印刷・印章類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課経営係

電話番号 0256-52-0701 内線209

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年7月5日（金）午後5時00分

#### 4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月12日（金）午前10時30分

新潟県立加茂病院 講堂

#### 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県

病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全自動錠剤分包機について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月28日

新潟県立リウマチセンター院長 石川 肇

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

全自動錠剤分包機 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札等参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-0054

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立リウマチセンター経営課



電話番号 0254-23-7751 内線2521

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年7月8日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月10日(水)午前10時00分

新潟県立リウマチセンター 2階 第1会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立リウマチセンターの交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、パーソナルコンピューター及び周辺機器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月28日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

パーソナルコンピューター及び周辺機器 一式

ノートパソコン 91台

デスクトップパソコン(マウス、キーボード含む。) 25台

デスクトップパソコン用モニター 25台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

---

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2324

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和元年7月8日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年7月12日(金)午前9時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないとき

は、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

### 県立十日町看護専門学校(仮称)の看護学生(3年課程)の募集について(公告)

令和2年度の新潟県立十日町看護専門学校(仮称)の看護学生を次のとおり募集する。

令和元年6月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

1 募集人員 40人(推薦20人程度及び社会人若干名含む。)

2 修業年限 3年

3 出願資格

#### (1) 推薦(公募)入学選考

本学を専願し、次のいずれにも該当する者

ア 令和2年3月に高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業見込みの者で、高等学校での学習において、全体の評定平均値が3.8以上の者

イ 卒業後、新潟県内の施設に就職する積極的な意思を有する者

ウ 人物・学力に優れ、学校長が責任を持って推薦できる者

#### (2) 推薦(指定校)入学選考

本学を専願し、次のいずれにも該当する者

ア 令和2年3月に、本校が指定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業見込みの者で、高等学校での学習において、全体の評定平均値が3.8以上の者

イ 卒業後、新潟県内の施設に就職する積極的な意思を有する者

ウ 人物・学力に優れ、学校長が責任を持って推薦できる者

#### (3) 社会人入学選考

令和元年9月30日の時点で、3年以上の就労経験(パートやアルバイト等の非正規雇用(夜間・定時制・通信教育以外の学校及び専修学校、各種学校に在籍していた期間を除く)を含む。)を有し、次のいずれかに該当する者

ア 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる者

なお、学校教育法施行規則第150条第7号により出願する場合は、出願前に審査を受ける必要があるので、新潟県病院局業務課県立看護専門学校設立準備班に問い合わせること

イ 卒業後、新潟県内の施設に就職する積極的な意思を有する者

ウ 合格した場合は必ず入学し、就学期間中、学業に専念できる者

#### (4) 一般入学選考

次のいずれかに該当する者

ア 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者

イ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和2年3月修了見込みの者

ウ 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した者又は学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

なお、学校教育法施行規則第150条第7号により出願する場合は、出願前に審査を受ける必要があるので、新潟県病院局業務課県立看護専門学校設立準備班に問い合わせること

#### 4 出願受付期間

##### (1) 推薦(公募)入学選考

令和元年10月8日(火)から令和元年10月15日(火)まで  
(郵送の場合は10月15日(火)の消印まで有効)

##### (2) 推薦(指定校)入学選考

令和元年10月8日(火)から令和元年10月15日(火)まで  
(郵送の場合は10月15日(火)の消印まで有効)

##### (3) 社会人入学選考

令和元年10月31日(木)から令和元年11月7日(木)まで  
(郵送の場合は11月7日(木)の消印まで有効)

## (4) 一般入学選考

令和元年12月10日(火)から令和元年12月24日(火)まで  
(郵送の場合は12月24日(火)の消印まで有効)

## 5 出願書類等

## (1) 推薦(公募)入学選考

- ア 入学願書(所定の用紙)
- イ 受験票(所定の用紙)
- ウ 履歴書(所定の用紙)
- エ 写真(願書提出前6か月以内に写した正面上半身脱帽で、指定する大きさのもの)
- オ 高等学校の調査書
- カ 高等学校卒業見込み証明書
- キ 学校長の推薦書(所定の用紙)
- ク 入学考査料 9,600円
- ケ 返送用封筒

## (2) 推薦(指定校)入学選考

- ア 入学願書(所定の用紙)
- イ 受験票(所定の用紙)
- ウ 履歴書(所定の用紙)
- エ 写真(願書提出前6か月以内に写した正面上半身脱帽で、指定する大きさのもの)
- オ 高等学校の調査書
- カ 高等学校卒業見込み証明書
- キ 学校長の推薦書(所定の用紙)
- ク 入学考査料 9,600円
- ケ 返送用封筒

## (3) 社会人入学選考

- ア 入学願書(所定の用紙)
- イ 受験票(所定の用紙)
- ウ 履歴書(所定の用紙)
- エ 写真(願書提出前6か月以内に写した正面上半身脱帽で、指定する大きさのもの)
- オ 高等学校の調査書
- カ 高等学校卒業証明書
- キ 自己推薦書(所定の様式)
- ク 入学考査料 9,600円
- ケ 返送用封筒

## (4) 一般入学選考

- ア 入学願書(所定の用紙)
- イ 受験票(所定の用紙)
- ウ 履歴書(所定の用紙)
- エ 写真(願書提出前6か月以内に写した正面上半身脱帽で、指定する大きさのもの)
- オ 高等学校の調査書
- カ 高等学校卒業証明書又は卒業見込み証明書
- カ 入学考査料 9,600円
- キ 返送用封筒

## 6 願書提出先

郵便番号 948-0037  
新潟県十日町市妻有町西2-1 新潟県十日町地域振興局内  
新潟県病院局業務課 県立看護専門学校設立準備班

## 7 入学試験

## (1) 推薦(公募)入学選考

- ア 試験期日 令和元年11月7日(木)
- イ 試験内容 小論文・面接

ウ 試験会場 十日町保健センター：十日町市千歳3丁目3番地

(2) 推薦(指定校)入学選考

ア 試験期日 令和元年11月7日(木)

イ 試験内容 小論文・面接

ウ 試験会場 十日町保健センター：十日町市千歳3丁目3番地

(3) 社会人入学選考

ア 試験期日 令和元年11月30日(土)

イ 試験内容 小論文・面接

ウ 試験会場 十日町保健センター：十日町市千歳3丁目3番地

(4) 一般入学選考

ア 試験期日 一次試験 令和2年1月23日(木)

二次試験 令和2年1月27日(月)

イ 試験内容 一次試験 学科試験

国語：国語表現・国語総合(古文・漢文を除く。)

英語：コミュニケーション英語Ⅰ

数学：数学Ⅰ

二次試験 面接(一次試験合格者のみ)

ウ 試験会場 新潟県立十日町看護専門学校(仮称)：十日町市高田町3丁目南442番地

8 合格発表

(1) 推薦(公募)入学選考

令和元年11月27日(水) 午前9時

新潟県十日町地域振興局玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験生全員と学校長に合否の通知をする。(発表当日発送)併せて、合格者の受験番号を本校のホームページに同日の午前9時00分以降に掲載する。

簡易開示：令和元年11月27日(水)から令和元年12月26日(木)

県立十日町看護専門学校設立準備事務所(新潟県十日町地域振興局内)

(2) 推薦(指定校)入学選考

令和元年11月27日(水) 午前9時

新潟県十日町地域振興局玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験生全員と学校長に合否の通知をする。(発表当日発送)併せて、合格者の受験番号を本校のホームページに同日の午前9時00分以降に掲載する。

簡易開示：令和元年11月27日(水)から令和元年12月26日(木)

県立十日町看護専門学校設立準備事務所(新潟県十日町地域振興局内)

(3) 社会人入学選考

令和元年12月18日(水) 午前9時

新潟県十日町地域振興局玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験生全員に合否の通知をする。(発表当日発送)併せて、合格者の受験番号を本校のホームページに同日の午前9時00分以降に掲載する。

簡易開示：令和元年12月18日(水)から令和2年1月16日(木)

県立十日町看護専門学校設立準備事務所(新潟県十日町地域振興局内)

(4) 一般入学選考

一次試験 令和2年1月24日(金) 午後3時

学校正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。併せて、合格者の受験番号を本校のホームページに同日の午後3時00分以降に掲載する。

二次試験 令和2年1月31日(金) 午前9時

学校正面玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験生全員に合否の通知をする。(発表当日発送)併せて、合格者の受験番号を本校のホームページに同日の午前9時00分以降に掲載する。

簡易開示：令和2年1月31日(金)から令和2年3月2日(月)

新潟県立十日町看護専門学校(仮称)

9 入学時期

令和2年4月上旬

10 出願・受験等についての問い合わせ先

新潟県病院局業務課 県立看護専門学校設立準備班 (電話 025-280-5576)

令和元年7月以降 (電話 025-757-5900)

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第8号

令和元年7月21日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めた。

令和元年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 被登録資格決定基準日 令和元年7月3日

(ただし、年齢については、令和元年7月21日とする。)

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第9号

令和元年7月21日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和元年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

令和元年7月4日

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

令和元年7月21日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第8条第7項の規定により、候補者から手話通訳を付して政見を録画するよう申込があったときに手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

令和元年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

日本放送協会新潟放送局

株式会社新潟総合テレビ

株式会社テレビ新潟放送網

株式会社新潟テレビ二十一

## 教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第10号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から実施する。

令和元年6月28日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第2条の2</b> （略）</p> <p><u>（職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例）</u></p> <p><b>第2条の3</b> <u>職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>2 <u>次の各号のいずれにも該当し、かつ、所属長が指定した職員については、前項中「事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻」とあるのは、「終業の時刻」とする。</u></p> <p><u>(1) 1月当たりの時間外勤務が60時間以上見込まれること。</u></p> <p><u>(2) おおむね1週間以上にわたり、かつ、長時間の時間外勤務が見込まれること。</u></p>	<p><b>第2条の2</b> （略）</p>

## ◎新潟県教育委員会訓令第2号

県立学校

令和元年の夏季における新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の特例を定める規程を次のように定める。

令和元年6月28日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

令和元年の夏季における新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の特例を定める規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)別表第1から第5に規定する学校(幼稚園を含む。以下「県立学校」という。)に属する一般職の職員(以下「職員」という。)の新潟県立学校管理運営に関する規則(昭和32年新潟県教育委員会規則第6号)第8条第1項第1号及び第2項に基づき県立学校の校長(園長を含む。以下「校長」という。)が定める県立学校の夏季休業日における勤務時間の割振りについて、新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程(平成4年新潟県教育長訓令第11号)第5条及び第10条の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

**第2条** 校長は、前条の期間の全部又は一部について職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が仕事と生活の調和を図るためのものでありあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。この場合において、校長は、勤務時間の割振りを行った後、別に定めるところにより教育委員会に報告するものとする。

(実施細目)

**第3条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第23号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和元年6月28日

新潟県公安委員会

委員長 津 野 敏 江

- 1 検定の種別及び級  
雑踏警備業務2級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
令和元年9月30日(月)午前10時から正午まで
  - (2) 実技試験  
令和元年10月12日(土)午前10時から午後5時まで
- 3 実施場所
  - (1) 学科試験  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部意見聴取室
  - (2) 実技試験  
新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号  
新潟県警察学校
- 4 受検資格
  - (1) 新潟県内に住所を有する者
  - (2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員
- 5 定員



30人

## 6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

## 7 検定の内容

### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### (2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 申請手続

### (1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

#### ア 受付期間

令和元年8月27日(火)及び令和元年8月28日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

#### ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

### (2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

#### ア 提出期間

令和元年9月9日(月)及び令和元年9月10日(火)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

#### ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 新潟県内に住所を有する者は、住所地を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(9) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

#### エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

### (3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

### (4) 検定手数料

#### ア 金額

13,000円

#### イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付した検定手数料は、還付しない。

- 9 問合せ先  
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター  
電話番号 025-285-0110 (代表)

### ◎新潟県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和元年6月28日

新潟県公安委員会

委員長 津野敏江

- 1 検定の種別及び級  
交通誘導警備業務2級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
令和元年9月30日（月）午前10時から正午まで
  - (2) 実技試験  
令和元年10月12日（土）午前10時から午後5時まで
- 3 実施場所
  - (1) 学科試験  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部意見聴取室
  - (2) 実技試験  
新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号  
新潟県警察学校
- 4 受検資格
  - (1) 新潟県内に住所を有する者
  - (2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員
- 5 定員  
30人
- 6 検定の方法  
学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。
- 7 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 申請手続
  - (1) 事前申込み  
検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。
    - ア 受付期間  
令和元年8月27日（火）及び令和元年8月28日（水）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
    - イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話  
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和元年9月9日(月)及び令和元年9月10日(火)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 新潟県内に住所を有する者は、住所地を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(9) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

(4) 検定手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付した検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)